

議案第 7 1 号

境港市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員定数条例の一部を改正する条例

境港市職員定数条例（昭和34年境港市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「232人」を「242人」に改め、同項第5号中「職員（うち2人を併任とする。）」を「職員」に、「32人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 職員定数の改正（第2条関係）

	[現 行]		[改正後]
(1) 市長の事務部局の職員	<u>232人</u>	→	<u>242人</u>
(2) 議会の事務部局の職員	5人	→	5人
(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12人(全員併任)	→	12人(全員併任)
(4) 監査委員の事務部局の職員	2人	→	2人
(5) 教育委員会の事務部局の職員	<u>32人(うち2人併任)</u>	→	<u>20人</u>
(6) 農業委員会の事務部局の職員	6人(全員併任)	→	6人(全員併任)
(7) 公平委員会の事務部局の職員	5人(全員併任)	→	5人(全員併任)
合 計	269人	→	269人
(合計は併任を除く。)			

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第 7 2 号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「次条において」を「以下」に改める。

第22条を第23条とし、第21条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第22条 任命権者は、境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）第22条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）境港市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、こ

の条例による改正後の境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例第22条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(参 考)

主 な 内 容

1 仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第22条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、職員が本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た際と子が3歳に達する前に、任命権者は、仕事と家庭の両立支援制度等に関する情報提供、当該制度等の請求に係る意向確認及び配慮を行うことを新たに規定する。

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第 7 3 号

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の育児休業等に関する条例（平成４年境港市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５条第２項」を「第５条第２項（育児休業法第12条及び第19条第６項において準用する場合を含む。）」に、「第19条第１項及び第２項」を「第19条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第18条第２号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く。」を「除く。次条において同じ。」に改める。

第19条見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第５条の２第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第19条の２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第19条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の４ 育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（２）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。
第21条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の境港市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(参 考)

主 な 内 容

1 子育てのための部分休業の多様化に係る規定の整備（第19条から第19条の5まで関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等が改正されたことを踏まえ、子育てのための部分休業の取扱いについて次のとおり改正する。

（1）現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業を「第1号部分休業」とし、「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の部分休業として「第2号部分休業」を新たに規定する。

（2）「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」で請求できる部分休業の時間の上限を次のとおりとする。

① 非常勤職員以外の職員 77時間30分

② 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

（3）部分休業の請求を申し出る期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（4）職員が部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情を、「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情」とする。

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第 7 4 号

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 法律改正に伴う条項の整理（第3条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、引用している同法の条項について整理する。

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第 7 5 号

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

境港市個人番号の利用等に関する条例（平成27年境港市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用等」を「第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号利用法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 番号利用法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の左欄に掲げる機関が、同表の右欄に掲げる機関に対し、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な規則で定める特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の右欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1中

「

7 市長	境港市特別医療費助成条例別表第6号の規定による小児に係る医療費の助成（以下「小児特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」を

「

7 市長	境港市特別医療費助成条例別表第6号の規定による小児に係る医療費の助成（以下「小児特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長及び教育委員会	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳には登録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するために番号を付番及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 中

「

7 市長	小児特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	-----------------------------

」を

「

7 市長	小児特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長及び教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 4 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長

附 則

この条例は、令和 7 年12月22日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 個人番号の独自利用事務の追加（別表第1及び別表第2関係）

地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システムの移行に伴い、個人番号の独自利用事務に住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳には登録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するために番号を付番及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。

2 特定個人情報の提供に関する規定の追加（第1条、第4条及び別表第3関係）

住登外者宛名番号管理機能を用いて、市長事務部局と教育委員会事務部局との間で住登外者宛名情報を情報連携するために必要な特定個人情報の提供に関する規定を追加する。

3 施行期日

令和7年12月22日

議案第 7 6 号

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等について
の市費負担に関する条例の一部を改正する条例

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例（平成5年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第10条第2項中「第9条に定めるところにより算出した金額」を「第12条に規定する単価の限度額」に改める。

第12条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 選挙における市費負担限度額の改定（第7条、第9条、第10条及び第12条関係）
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、ビラ及び掲示場用
ポスター作成に要する経費に係る市費負担限度額を改定する。

（1）ビラの作成に係る市費負担限度額

[現 行]		[改正後]
1枚当たり	7円73銭	→ <u>8円38銭</u>

（2）掲示場用ポスター作成に係る市費負担限度額

[現 行]		[改正後]
1枚当たり		
$\frac{541円31銭 \times \text{掲示場の数} + 118,750円}{\text{掲示場の数}}$	→	$\frac{586円88銭 \times \text{掲示場の数} + 118,750円}{\text{掲示場の数}}$

- 2 施行期日
公布の日